

2014（平成26）年6月4日

環境大臣 石原 伸晃 様

要 請 書

水俣病不知火患者会

会長 大石 利生

新潟水俣病阿賀野患者会

会長 山崎 昭正

ノーモア・ミナマタ被害者・弁護士全国連絡会議

熊本弁護士 園田 昭人

新潟弁護士 中村 周而

連絡先) 熊本県水俣市桜井町2-2-20

水俣病不知火患者会 事務局長 元島市朗

電話 0966(62)7502

水俣病が公式発見されて半世紀という長い年月が経過したが、いまだ水俣病問題は解決の見通しさえつかず、多数の被害者の救済を求める動きが広がっている。この背景には、行政と加害企業による水俣病被害者の切り捨てと水俣病問題の幕引きへの策動があることを指摘せざるを得ない。

多くの被害者の声を無視し、一昨年7月に締め切られた水俣病特措法（以下「特措法」）には約6万5000人もが救済を求め、水俣病の健康被害がいかに広範囲に広がり、深刻なものであるかが明らかになった。特措法では、いわゆる対象地域や年代の線引きを超えて救済が行われる一方で、不当な判定や地域・出生年による切り捨てなどが行われている。その結果、水俣病と認められなかった人たちや特措法に申請できなかった人たちが、救済を求めて熊本地裁、新潟地裁に裁判を提起しており、東京地裁、大阪地裁での裁判も準備されている。

一方、環境省は、3月7日に公害健康被害補償法（以下「公健法」）に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する留意点を関係自治体に通知した。環境省は、最高裁判決や行政不服審査会の裁決をふまえたとしているが、それどころか水俣病認定のハードルをさらに高くして、水俣病問題の幕引きをねらうものにほかならない。本年3月末現在、水俣病の認定申請数は、熊本県で601名、鹿児島県で245名にのぼり、その審査のめどさえ立っていないのが実情であるが、今後も、未救済の水俣病患者が、認定申請を行い、あるいは司法救済を求めることは必至である。

水俣病問題の幕引きを策してきた行政や加害企業は、今こそ水俣病による長年の身体と心の痛み、苦しみに思いをいたし、また、水俣病によって壊された地域住民の絆の回復を求める声に真摯に耳を傾けるべきである。そして、被害者救済の枠組みの見直しを軸に、水俣病問題の解決に向けた抜本的な取り組みに早急に着手することが強く求められている。

私たちは、すべての水俣病被害者の救済と水俣病問題の解決を求める立場から、下記の事項を要請するものである。

記

1. いわゆる昭和52年判断条件を廃棄し、感覚障害だけの水俣病を認めること。
2. 特措法の判定は、被害者救済の立場から行うとともに、結果を速やかに公表すること。
3. 公健法及び特措法における地域や年代の線引きを、被害の実態に合わせて改訂すること。
4. 被害実態の全容解明のために、不知火海沿岸、阿賀野川流域における住民健康調査、環境調査を実施すること。
5. 介護保険料助成の実施や療養手当引き上げなど水俣病被害者の療養及び介護環境の向上をめざすこと。
6. 水俣病の治療薬や治療方法などの研究事業を積極的に推進すること。
7. すべての水俣病被害者を救済するために司法救済制度の確立に向けた具体的な検討を行うこと。
8. すべての水俣病被害者が救済されるまで、チッソが保有するJNC株の譲渡を承認しないこと。

以上